

学費返金規定

1. 留学ビザの返金

(1) 初年度学費の返金

1) 選考料及び入学金

選考料と入学金は、入学選考を行う対価及び留学ビザ申請の対価であるため、返金をしない。

2) 授業料、その他

入学キャンセル、或いは中途退学の場合、辞退届(退学届)が出された時点によって、返還内容及び条件を定めるものとする。また、中途退学の場合は在籍期間を問わず、初期6か月分の返金はしない。その場合、退学届が出された学期分以降の学費の70%を返還対象とする。さらに返金の際の金融機関の手数料は、すべて受け取り人の負担とし、内容によって事務手数料を発生させるものとする。

ア) 査証取得前 : 選考料と入学金を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書、在留認定証明書の返却
- ② 事務手数料 : なし

イ) 査証不許可 : 選考料と入学金を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書及び在留認定証明書の返却、不許可の確認
- ② 事務手数料 : なし

ウ) 査証取得後、来日前 : 選考料と入学金を引いた金額

- ① 条件 : 入学許可書返却、留学ビザの取り消し
- ② 事務手数料及びキャンセル料 : 100,000 円

エ) 来日後、授業開始前 : 選考料と入学金、事務手数料を引いた金額

- ① 条件 : 完全帰国等在留資格の消失確認
- ② 事務手数料及びキャンセル料 : 100,000 円

オ) 来日後、授業開始後(中途退学) :

初期6か月分の学費を除いた未受講学期分の70%から事務手数料を引いた金額

- ① 条件 : 完全帰国等在留資格の消失確認

② 事務手数料 : 22,000 円

(2) 2年目以降の中途退学による学費の返金

退学届が出された学期分以降の学費を返還対象とし、返金の際の金融機関の手数は、すべて受け取り人の負担とする。

① 条件 : 完全帰国等在留資格の消失、或いは在留資格変更確認

② 事務手数料 : 22,000 円

(3) 進学による中途退学

1) 1年未満の在籍者

中途退学と見なし、同様の返還規定を適用する。ただし、入学申請時に事前許可を得ている場合は、その限りではない。

① 条件 : 進学先の在籍証明、或いは学生証の確認

② 事務手数料 : 22,000 円

2) 1年以上の在籍者

退学届が出された学期分以降の学費を返還対象とし、返金の際の金融機関の手数は、すべて受け取り人の負担とする。

① 条件 : 進学先の在籍証明、或いは学生証の確認

② 事務手数料 : 22,000 円

2. 短期コースの返金

返金に伴う金融機関の手数は、すべて受取人の負担とする。

(1) ビザ免除措置国

1) 授業開始日前の入学辞退

入学許可書の返却後、入学金を除いた金額を返金する。

2) 授業開始後の中途退学

授業参加の有無を問わず学費等を返金しない。

(2) 短期コースに入学するため、査証が必要である場合

1) 査証取得前

査証申請書類及び入学許可証を返却後、入学金を差し引いた金額を返金する

2) 査証取得後、来日前

入学許可証を返却後、査証の未使用かつ査証の入国期限が過ぎたことを確認後、入学金を差し引いた金額を返金する。

3) 査証取得後、来日後

授業参加の有無を問わず一切返金しない。

4) 査証不許可の場合

入学許可証を返却し、パスポートのページから査証が不許可であった事実を確認後、入学金を差し引いた金額を返金する。

3. 短期コースと長期コースの同時申請の返金

(1) 長期コース学費支払い前の短期学費の返金

短期コース学費の返金規定に準ずるものとする。

(2) 長期コース学費の支払い後の学費返金

留学ビザ返金規定に準ずるものとする。ただし、返金が生じる場合は、同時申請の特典を失うものとし、その特典を差し引いた金額を返金する。

4. 退去強制処分や除籍処分

退去強制処分や除籍処分となった学生に対しては、一年未満の学費返金をしない。

5. 出席不良者

出席の勧告をしたにも関わらず、改善が見られなく在籍期間中の平均出席率が 80%未満である学生、或いは月の出席率が50%未満を記録し、入国管理庁への報告対象学生への学費返金を行わない。

6. 来日が遅れた場合

未受講分の授業料の返金を行わない。

7. 免責

天災、事故、感染症、交通機関のストライキや気象状況等で交通機関が止まる恐れがある時など、やむを得ない事情で授業を中止する場合は免責とし、その分の授業料の返金を行わない。

改正)

2019年11月01日

2019年11月19日